平成２６年（家）第５０５４号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２サクマ横須賀ビル３階302号
申立人　駒田　英隆
本籍神奈川県三浦郡葉山町一色1978番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所神奈川県三浦郡葉山町、死亡年月日推定平成25年２月20日、出生の場所東京府東京市浅草区、出生年月日昭和14年11月25日、職業無職
被相続人　亡　坂本　和子
催告期間満了日　平成26年12月15日
横浜家庭裁判所横須賀支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第２５３号
宮城県石巻市須江字大刈場20番地１
申立人　木村　信介
本籍宮城県石巻市須江字大刈場20番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　木村　典子
昭和28年７月４日生
届出期間満了日　平成26年９月19日
仙台家庭裁判所石巻支部

平成２６年（家）第３３８３号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目１番32号
申立人　髙野　理子
本籍神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目１番、最後の住所東京都品川区北品川３丁目６番38―205号
不在者　髙野　　哲
昭和44年12月24日生
届出期間満了日　平成26年９月20日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第８１６号
神奈川県座間市立野台２丁目15番６号
申立人　藤井　　昇
本籍神奈川県横浜市中区吉浜町15番地、最後の住所神奈川県横浜市鶴見区生麦427番地
不在者　藤井　暁子
昭和12年８月22日生
届出期間満了日　平成26年９月16日
横浜家庭裁判所

平成２６年（家）第１０９号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3375番地１
申立人　岡﨑美代子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3373番地９
不在者　岡﨑　廣行
昭和11年３月24日生
届出期間満了日　平成26年９月10日
横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２６年（家）第１１２号
静岡県富士宮市大中里790―１
申立人　飯原美代子
本籍静岡県富士宮市大中里790番地１、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　佐野富士男
昭和17年11月３日生
届出期間満了日　平成26年９月16日
静岡家庭裁判所富士支部

平成２６年（家）第２５号
三重県松阪市川井町927―１
申立人　中村　五郎
本籍三重県松阪市西之庄町６番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　中村　　昇
大正15年１月18日生
届出期間満了日　平成26年９月25日
津家庭裁判所松阪支部

平成２５年（家）第１４２２号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目６番８―502号
申立人　髙崎　清美
本籍福岡県福津市勝浦2248番地１、最後の住所福岡県筑紫野市二日市北４丁目１番７―405号
不在者　髙崎　　均
昭和25年８月26日生
届出期間満了日　平成26年９月30日
福岡家庭裁判所

失 踪 宣 告

平成２５年（家）第１１０７号
本籍埼玉県さいたま市大宮区天沼町２丁目443番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区上木崎６丁目36番３号
不在者　白井　　寛
昭和20年２月４日生
平成26年５月13日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第１１３５号
本籍宮崎県日南市大字塚田乙2910番地、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区平戸３―29―13
不在者　日髙健一郎
昭和54年１月14日生
平成26年５月13日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第７８４号
本籍東京都北区岩淵町755番地、最後の住所神奈川県横浜市金沢区六浦町1397番地の23
不在者　土屋　裕志
昭和31年４月24日生
平成26年５月８日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第１３６３号
国籍朝鮮、最後の住所神奈川県大和市南林間２丁目４番10号メゾンフジ201
不在者　李　　逸龍
西暦1964年４月27日生
平成26年５月８日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第１５５９号
本籍神奈川県横浜市中区野毛町４丁目173番地、最後の住所不明
不在者　大竹　春枝
大正７年１月13日生
平成26年５月13日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４１号
大阪市浪速区元町１丁目５番７号
債務者　スカラーハイタッチ株式会社
代表者代表取締役　植島　　暁
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　破産債権の届出期間　平成26年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１０３号
神奈川県小田原市久野2236番地の10
債務者　薦野　英男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　充孝
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５２号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上716番地の１
債務者　鍵和田秀政
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５３号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上716番地の１
債務者　鍵和田清子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部